



国内で変異ウイルスの感染者が確認された
国・地域から帰国/再入国される皆様へ
(検査証明書の提出等について)

- 変異ウイルスの感染拡大を受け、**出国前72時間以内の検査証明書**を提出しなければなりません。
- ① 検査証明書の提出
- ・ 出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、医療機関から「陰性」を証明する検査証明書を取得し、入国時に検疫官に提出又は提示してください。
 - ・ 検査証明書を提出又は提示できない場合は、検疫所が確保する宿泊施設にて入国後14日間待機していただく必要があります。(検疫官の指示に従わない場合は、検疫法に基づく停留の措置をとる場合があります。)
- ② 空港での検査等
- ・ 空港で検査を受けていただき、結果が陰性と判定された場合は、入国後14日間は自宅等で待機していただくとともに、公共交通機関は使用しないよう、お願いいたします。
- ③ 対象者
- ・ 国内で変異ウイルスの感染者が確認された国・地域等に、日本入国前14日以内に滞在歴のある入国者で、適用開始日時以降に日本に到着する方が対象となります。
 - ・ 外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表いたします。具体的には下記の表をご参照ください。(なお、※の国・地域については、当該国・地域内で変異ウイルス感染事例が確認されたわけではありませんが、入国前14日以内に当該国・地域に滞在歴のある新型コロナウイルス感染者から変異ウイルスが検出されたことを踏まえ、予防的観点から指定して公表するものです。)

<国内で変異ウイルスの感染者が確認された国・地域等>

対象国・地域	適用開始日時(日本時間)
アイルランド、イスラエル、イタリア、オーストラリア、オランダ、デンマーク、フランス、ベルギー	2020年12月30日午前0時
カナダ(オンタリオ州)	2020年12月31日午前0時
スイス、スウェーデン、スペイン、ノルウェー、リヒテンシュタイン	2021年1月1日午前0時
アメリカ合衆国(コロラド州)、カナダ(ケベック州)	2021年1月3日午前0時
アメリカ合衆国(カリフォルニア州)、アラブ首長国連邦※、ドイツ	2021年1月4日午前0時
アメリカ合衆国(フロリダ州)	2021年1月5日午前0時
アイスランド、アメリカ合衆国(ニューヨーク州)、スロバキア、フィンランド	2021年1月9日午前0時
アメリカ合衆国(ジョージア州)、ジョージア、ナイジェリア※、ブラジル(サンパウロ州)、ルクセンブルク	2021年1月10日午前0時